

	Q	A
1	有志で組んでいるスポーツチームのユニホーム（販売はしない）にマスコットのデザインを使用できますか。	「公共目的利用届」を提出していただくことにより利用が可能となります。 父母会等で応援 T シャツをつくる場合にも、同様の手続が必要となります。
2	申請はメールでできますか。	メールで申請可能です。申請書に必要事項を記入のうえ、添付資料と併せてファックス、郵送、持参又は下記メールアドレス宛にメールで送付してください。  FAX : 019-629-6299 郵送先 : 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1 岩手県文化スポーツ部文化スポーツ企画室 メールアドレス : AK0001@pref.iwate.jp
3	受注販売により事前に製造数量を確定することが困難な場合、申請書へどのように記入すればよいですか。	申請時点での見込みの数量を記入してください。見込み数量を超えて製造する場合は、「利用変更許諾申請書」を提出していただくこととなります。
4	販売方法や販売場所は限定されますか。	販売方法を店舗又はネットのみに制限したり、指定の場所での販売に限定することはありません。
5	「わんこきょうだい」と「国体版わんこきょうだい」を一緒に使用してもよいですか。	使用は可能です。その際、「わんこきょうだい」はいわて観光キャンペーン推進協議会へ申請していただくこととなります。  【例1】冊子の別ページに「わんこきょうだい」と「国体版わんこきょうだい」を使用する。 【例2】商品の本体に「わんこきょうだい」を使用し、包装に「国体版わんこきょうだい」を使用する。
6	営業用のチラシやサンプル品（無償配布）にマスコットを使用してもよいですか。	「商業目的利用申請書」を提出していただくことにより利用が可能となります。
7	利用物件に許諾番号をどのように表示したらよいですか。	マスコットの付近や広報誌・パンフレット等の場合は、マスコットを利用しているページの下部等へ表示してください。 スペースの制約等で表示が困難な場合は、個別にご相談ください。